

【別紙 2】

選定委員会における評価項目・配点表

評価項目	評価のポイント	配点
1. 指定管理者としての適性		
(1) 施設の管理運営業務に対する理念、基本方針	・施設の設置目的等を十分に理解した上で、管理運営業務に対する理念や基本方針を持っているか。	10
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	・長期間、安定的な管理運営を行うことができる人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか	15
(3) 実績や経験等	・当該施設と同様又は類似の業務の実績を有し、成果を上げているか。 ・施設の管理運営に関する専門的知識や資格等を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ・複数の法人等がグループとなっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか	10
2. 管理運営計画の的確性		
【有効性】		
(1) 施設の利用者増、利便性向上に向けた取り組み	・利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 (施設・設備等の設置、事業（指定管理者企画事業・自主事業）等) ・利用者の増加に向けた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ・施設の管理運営に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、利用者の増加や利便性向上などの成果が得られるものであるか。	10
(2) 利用者の満足度向上	・利用者の満足が得られるよう、十分に考えられているか。 ・利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ・利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ・利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ・その他サービスの質の維持・向上のための具体的な提案がなされているか。	10
【効率性】		
(3) 指定管理料及び収入	・指定管理業務に係る費用を抑える工夫があるか。 ・収入を最大限確保するための工夫があるか。	10
(4) 収支計画の妥当性および実現可能性	・収支計画が妥当、かつ、実現可能な提案であるか。 ・経費の配分は適切であるか。 ・積算根拠は明確であるか。 ・再委託を行う場合、適切な水準で行われているか。	15
【適正性】		
(5) 管理運営体制等	・施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ・施設の管理運営にあたる人員の配置が合理的であるか。 ・施設の管理運営にあたる人員が必要な資格、経験等を有しているか。 ・職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ・地域住民や関係団体等との連携・協働による事業展開が図られるものであるか。	10
(6) 安全対策、危機管理体制等	・施設利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ・利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ・事故防止等の安全対策や事故発生時の対応等が十分に考えられているか。 ・防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制等が十分に考えられているか。	10
計		100

< 地元団体の優遇措置 >

地場産業の振興・育成や地域経済の活性化を図る目的で、市内団体及び準市内団体の得点に加点を行う。	市内団体	市内に本社又は本店を有している団体には 10 点加点する。
	準市内団体	市内に支店、営業所等を有している団体には 6 点加点する。

選定委員会における評価基準

評価	10 点満点の審査項目	15 点満点の審査項目
大変優れている	10 点	15 点
優れている	8 点	12 点
普通	6 点	9 点
やや劣る	4 点	6 点
劣る	2 点	3 点

<地元団体の優遇措置>

区分	基準	優遇措置の内容
市内団体	市内に本社又は本店を有している団体	10 点加点
準市内団体	市内に支店、営業所等を有している団体	6 点加点

※市外団体は「加点なし」